相続財産

被相続人の債務も承継

相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利・義務（相続財産）を承継します（民法 896 条）。相続財産にはプラスの財産だけでなくマイナスの財産も入ります。扶養義務など親族法上の権利義務は相続財産に含まれませんが、占有のような事実上の関係も、財産上の地位の承継として相続人に移転します。

相続人が複数ある場合、相続人が共同で相続財産を承継するので、それぞれの相続分に応じて分割するため遺産分割（同 906 条）が必要となりますが、相続財産のうち銀行預金など分割可能な債権（可分債権）については、相続開始とともに分割され、遺産分割を要せず法定相続分に応じて各相続人に帰属します（最高裁昭和 29・4・8）。ただし、共同相続人の合意があれば銀行預金などの可分債権も遺産分割の対象になるというのが実務上の取り扱いです。

現金も分割が可能ですから、相続開始により当然分割され各相続人に帰属するかと思われますが、最高裁は相続人が保管する現金は可分債権と異なり遺産分割の対象となるとしています（最高裁平成 4・4・10）。可分債権については民法 427 条の規定がありますが、現金についてはこのような規定がないため、相続人が共同で承継し遺産分割が必要となると考えられるからです。

借入金などの金銭債務は可分であるため相続開始時に当然に各相続人がその相続分に応じて債務を承継することになります。債務の承継について、共同相続人間の協議により法定相続分と異なる負担割合を合意した場合でも、遺言により法定相続分と異なる相続分の指定がある場合でも、債権者の側からは各相続人に対し法定相続分に従った債務の履行を求めることができます。法定相続分による履行と合意又は遺言による負担割合との差が生じた場合には相続人間の求償により調整します。

被相続人の債務が連帯保証債務の場合、相続人は法定相続分に応じて分割された被相続人の債務を承継し、その範囲で主債務者と連帯して責任を負うことになります。

被相続人の債務が分割することができない債務（不可分債務）の場合、遺産分割までの間は相続人が共同で承継したことになるので、相続人各自が債務の全部を履行しなければならないことになります（同 430 条、432 条）。